

広島県選挙管理委員会告示第二十七号

令和五年四月九日執行の広島県議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人が支出することのできる選挙運動に関する支出の金額は、別表のとおりである。

令和五年三月三十一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

(別表)

選挙区	金額
広島市中区	7,080,400
広島市東区	6,614,500
広島市南区	7,153,100
広島市西区	7,115,200
広島市安佐南区	7,161,400
広島市安佐北区	7,177,700
広島市安芸区	6,557,400
広島市佐伯区	7,106,300
呉市	6,883,700
竹原市豊田郡	6,122,000
三原市世羅郡	6,333,000
尾道市	6,950,700
福山市	7,052,000
府中市神石郡	7,114,800
三次市	7,373,300
庄原市	6,229,200
大竹市	5,751,900
東広島市	7,038,700
廿日市市	7,914,200
安芸高田市	5,794,800
江田島市	5,452,300
安芸郡	6,611,100
山県郡	5,543,400